

住宅使用料 国民年金保険料

などの納付は
お忙しい方、不在がちな方に便利な

口座振替で

2月納期分から開始

- ▶ 銀行
- ▶ 信用金庫
- ▶ 農協などで

1月6日から受付



とっても
便利で
たすかりますヨ!

◎口座振替とは

金融機関が、あなたのご指定の預金口座から、納付期限がくると自動的に納付額を振替えて市に納付する制度で、だれでもご利用になれます。

《こんなに便利!》

- ☆わざわざ市役所や金融機関へお出かけになる手間がはぶけます。
- ☆納期をすっかり忘れたときも安心です。
- ☆お忙しいかた、不在がちのかたに特に便利です。
- ☆一度手続をすると毎年自動的に更新されます。

《お申し込みは簡単!》

市からあなたにお送りしている、納付通知書(納付書)と預金通帳、印鑑をお持ちになって、ご利用になっている銀行や農協などの金融機関へお申し込みになれば、すぐ手続ができます。

口座振替納付について

◎口座振替は申込みの翌月の納期から開始します。

口座振替は、銀行・農協などの各金融機関で、申込書を受付けた翌月の納期分から開始します。

◎振替日は納期限を含む3日以内とします。

振替日は各納期限（通常はその月の末日ですが、末日が休日のときは翌日となります。）を入れて3日以内に各金融機関が振替をします。
振替日に残高不足のないようご注意ください。

◎納付金額は納付通知書で確かめてください。

毎年度、従前どおり、あなたに納付通知書をお送りします。この納付通知書によって、各納期の振替日、納付金額をあらかじめよく承知しておいてください。

◎振替納付済の通知は市から年1回しかいたしません。

振替は各納期ごとに行いますが、金融機関からは領収書や振替済のお知らせはいたしませんので、各納期をお確かめのうえ、あなたの預金通帳の引去り記載によって、納付済をよく確認してください。これに代えて市から年1回、振替納付済通知書をお送りしますので、ご了承ください。

◎口座変更や取消のときは届出をしてください。

金融機関に、申込書の控、預金通帳、印かんをもって手続きをしてください。

◎国民年金保険料の前納については

振替納付の対象とはなりませんので、ご注意ください。

◎口座振替についてわからない時は下記の係へお問合せください。

(TEL 3-4111) 内線 209) 住宅係
366

内線 235) 国民年金係
236

市税等については既に実施しています

ご希望の方は申し込みください